

れいわ ねん がつ にち  
令和8年6月4日

ねんせい ほごしゃ みなさま  
1年生の保護者の皆様

てんにゆうじどう ほごしゃさま  
転入児童の保護者様

すずかしりつしろこしょうがっこう  
鈴鹿市立白子小学校  
こうちょう おくやま みつひと  
校長 奥山 充人

がっこう しせつ ぶつびんとう はそん ばあい べんしょう  
学校の施設・物品等を破損させた場合の弁償について

へいそ ほんこう きょういっかつどう りかい しえん たまわ まこと  
平素は、本校の教育活動にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

ほんこう がっこう しせつ ぶつびんとう はそん ばあい べんしょう かんが かつ  
本校では、「学校の施設・物品等を破損させた場合の弁償についての考え方」について、  
つぎ とお ねんせい ねんせい ほごしゃ みなさま し あらた  
次の通り、2年生から6年生の保護者の皆様にお知らせしています。こうしたことから、改  
めて、1年生及び転入生の保護者の皆様に、本校の考え方についてお知らせいたしますの  
で、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

がっこう じゆぎょう せいそう いんかいかつどう つうじょう きょういっかつどう おこな なか ふりよ じこ  
学校では、授業や清掃、委員会活動といった通常の教育活動を行う中で、不慮の事故により、  
こ まど とう がっこう しせつ ぶつびん はそん  
子どもたちが、窓ガラス等のさまざまな学校の施設・物品を破損させてしまうことがあります。この  
ようなことは、おお こ せいかつ かんきょう なか せいちょうとちゅう しょうがくせいだんかい  
ようなことは、多くの子どもが生活している環境の中で、成長途中である小学生段階において  
は十分想定されることであるため、学校として未然防止のための指導を行いながら、破損した場合  
の補修等は学校の配当予算（公費）で行っています。

がっこうせいかつ なか ほんらい こうい はそん ばあい がっこうはいとう  
しかし、学校生活の中で、本来するべきでない行為により破損した場合につきましては、学校配当  
よさん かぎ まこと もう わけ とうがいこうい はそん じどう ほごしゃ  
予算にも限りがあることから、誠に申し訳ありませんが、当該行為により破損させた児童の保護者の  
かた ほしゅうだいきんとう せいきゅう  
方に、補修代金等を請求させていただくこととします。

せいきゅう ほしゅうとう きんがく こ せいちょうとちゅう みとお こうどう  
なお、請求させていただく補修等の金額は、子どもたちが成長途中であり、見通しをもって行動  
ちから かんじょう ちから じゅうぶんそな こ どうし げんいん  
する力や感情をコントロールする力が十分備わっていないこと、子ども同士のトラブルが原因と  
なると破損を生じさせてしまうことがある等を勘案し、原則、上限5,000円といたします。た  
だし、市教委が管理するタブレットや、児童・教職員等の所有物については、別途、協議になり、  
こい く かえ はそん ばあいなど こうい じょうきょう え じょうげん こ  
故意によるものや繰り返し破損させた場合等、行為の状況によっては、やむを得ず上限を超えて  
ぜんがく せいきゅう ばあい し  
全額を請求させていただく場合もありますので、お知りおきください。

なにとぞ がっこう たいおう りかい たまわ ねが もう あ  
何卒、こうした学校の対応について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

こんご がっこう つか ものなど こうきょう もの たいせつ がっこう しせつ ぶつびん  
今後とも、学校では、みんなで使う物等、公共の物を大切にすることや、学校の施設や物品は、  
ほごしゃ みなさま こくみん ぜいきん まかな など かんが かんじょう  
保護者の皆様をはじめとする国民の税金により賄われていること等を考えさせたり、感情をコン  
トロールすることの大切さや、子ども同士のトラブルが生じないよう指導したりすることを通して、  
はそん みぜんぼうし つと ほごしゃ みなさま しんばい とく  
破損の未然防止に努め、保護者の皆様にご心配をおかけすることのないよう取り組んでまいります。  
かてい がっこう しせつ ぶつびんとう はそん みぜんぼうし あらた ちいき こうきょうぶつ たにん  
ご家庭でも、学校の施設・物品等の破損の未然防止とともに、改めて、地域にある公共物や他人  
の所有物を破損させることのないようご指導いただけると幸いです。ご協力をよろしく願  
いいたします。